

若者雇用促進法と 改正障害者雇用促進法への 対応実務

《行政担当者による事業主のための実務的解説》

第2回は、少子化に伴う労働力人口減少の中で平成27年度から施行されている若者雇用促進法と本年度本格施行となった改正障害者雇用促進法がテーマです。

若者雇用促進法では、新卒応募者等に対する職場情報の提供義務、労働関係法令違反の事業主からの求人の不受理、優良中小企業の認定制度などへの対応、並びに、改正障害者雇用促進法では、障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の見直しなどへの対応が事業主に求められています。

すでに一部を除き施行されている状況を踏まえ、対応するうえでの実務上のポイント、参考になる事例等を織りまぜ、事業主としての誤りのない今後の対応とその定着をめざすセミナーです。

対象 経営担当者、労務管理担当者の皆様。その他関心のある方々。 **講師** 東京労働局職業安定部 担当官

変化を続ける労働関係法令を正しく理解し、その動向を見極めながら、各事業場の課題を踏まえて労働条件管理、健康管理、安全管理等の労務管理の見直し・整備を図っていくことは、コンプライアンス問題への対応のみならず、活力ある事業活動の展開にとって大変重要な取組です。

平成28年度、事業者の皆様のお取組に役立てていただくため、労働基準関係各団体が共同して、東京都内各地区・拠点において、労務管理に関する無料セミナーを開催いたします。

ベーシックセミナーの特徴

- 根本からわかる
- 誤りのない対応に役立つ
- 都合の良い会場で
- 何度でも無料

主催団体

(公社)東京労働基準協会連合会 (本部及び中央・上野・足立荒川・江戸川・立川・青梅・三鷹各労働基準協会支部)

(一社)三田労働基準協会 (一社)大田労働基準協会 (一社)新宿労働基準協会 (一社)池袋労働基準協会
王子労働基準協会 亀戸労働基準協会 八王子労働基準協会 町田労働基準協会

第2回

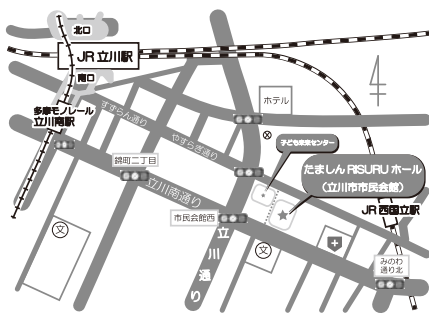
若者雇用促進法と改正障害者雇用促進法への対応実務

開催日

開催時刻は、午後2時開始 午後4時30分終了予定で共通です。

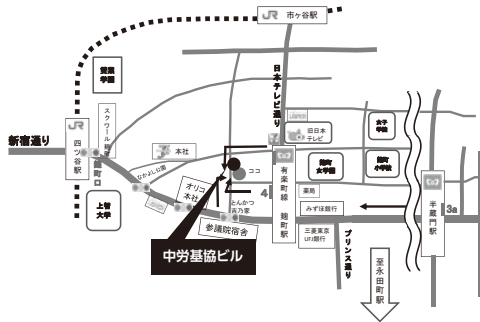
9月28日(水) 立川会場

立川市錦町3-3-20
たましんRISURUホール
第1会議室



9月29日(木) 中央会場

千代田区二番町9-8
中労基協ビル4階
ホール



9月30日(金) 亀戸会場

江東区亀戸2-19-1
亀戸文化センター
カメラシアホール



お申込み・お問合せ

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

東京都千代田区二番町9-8 TEL 03-6380-8305 FAX 03-6380-8405

下記の申込書にご記入の上、FAXでお申込みください。

「若者雇用促進法と改正障害者雇用促進法への対応実務」 申込書

(受付確認等の送付は行いません。当日は、この申込書を必ず持参し、受付でご提出願います。)

会社名			
所在地	〒		
連絡先*	連絡担当部署	電話番号	FAX番号
参加者職・氏名			
参加会場 希望会場にチェック	<input type="checkbox"/> 立川会場 (90人) 平成28年9月28日	<input type="checkbox"/> 中央会場 (80人) 平成28年9月29日	<input type="checkbox"/> 亀戸会場 (400人) 平成28年9月30日

*定員に達した以後の申込みは、別途、電話等でお断りする場合がありますので、「連絡担当部署」の欄に、連絡が取れる担当部署の名称を記載するようお願いいたします。なお、ご記入いただいた情報につきましては、お申し込みいただいた本説明会の的確な実施のために使用し、これ以外の目的では使用しません。

FAX 03-6380-8405